

川崎町男女共同参画基本計画

令和5年1月

川 崎 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の推進	
5 計画の体系	
6 川崎町男女共同参画基本計画とSDGsの関連について	
第2章 男女共同参画の推進に関する施策	4
基本目標1 社会全体における男女共同参画の推進	
基本目標2 家庭における男女共同参画の推進	
基本目標3 学校教育における男女共同参画の推進	
基本目標4 職場における男女共同参画の推進	
基本目標5 地域社会における男女共同参画の推進	
基本目標6 地域防災における男女共同参画の推進	
第3章 計画の推進体制	12
1 庁内推進体制の整備	
2 住民参画の促進	
3 関係団体の連携及び協働	
4 計画の進行管理	

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」では男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。

川崎町においても「男性だから、女性だから」といった性別による固定概念にこだわることなく、男女が社会の対等な構成員として、それぞれの個性と能力を発揮し家庭や職場、地域など社会のあらゆる分野に共に参加し、ともに責任を分かち合い協力し合う社会を目指し、男女共同参画の理念及び推進の必要性を広く普及し、男女共同参画社会の形成を促進するため本計画を策定します。

2 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく基本的な計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく、川崎町における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けます。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく、川崎町における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置付けます。
- 本計画は「第6次川崎町長期総合計画」を踏まえた部分別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、川崎町の男女共同参画を積極的に進めるものとします。

3 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年とします。ただし、社会情勢の変動等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の推進

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、川崎町の事業全般について、総合的調整及び連携強化を図り、効果的な取り組みを推進します。

また、町民、事業者、町内会、及び関係団体等の理解と協力を得ながら、家庭や職場、地域における関係者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。

5 計画の体系

基本目標	
	施策の方向
1 社会全体における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (2) 男女共同参画社会に向けた意識改革 (3) 男女間におけるあらゆる暴力等の根絶
2 家庭における男女共同参画の推進	(1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識改革 (2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実 (3) 配偶者等からの暴力（DV）の根絶
3 学校教育における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画に関する理解の促進 (2) キャリア形成を支援する情報提供
4 職場における男女共同参画の推進	(1) 職場における女性の参画の推進 (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進
5 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進
6 地域防災における男女共同参画の推進	(1) 地域防災計画の策定等への女性参画の推進 (2) 地域自主防災組織における女性参画の推進

6 川崎町男女共同参画基本計画とSDGsの関連について

SDGs（「持続可能な開発目標」）は、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。国連加盟の193カ国において2030年度までに達成するものとして、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本計画においても「誰一人取り残さない」社会を目指すものとして「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」の視点を踏まえ、町民、事業者、各種団体などの多様な主体との連携を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進していきます。



第2章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1 社会全体における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものです。

女性の様々な意見や考えを反映させることができるよう、女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った社会組織や制度づくりに努めます。

また、男女を問わずあらゆる年代の町民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識するよう、関連情報の収集・提供を行うなど普及啓発活動の充実を図ります。併せて、社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるように意識の醸成と環境づくりに努めます。

<施策の方向>

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

川崎町における地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性委員比率は、令和4年4月現在で9.9%であり、男女が対等に参画している状況とは言えません。

社会の構成員の半数を占める女性の意思及び意見を公正に反映させることや、社会・組織の今後の活性化には、女性の多様な視点及び能力の活用が欠かせません。町の政策・方針決定過程に更なる女性の参画が図れるよう、川崎町の審議会等への女性の進出を積極的に推進します。

また、町職員については職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上、発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮し女性職員の登用に努めていきます。

主要施策
1. 審議会等の委員への女性登用の拡大
2. 町役場での管理職等への女性登用の推進

(2) 男女共同参画社会に向けた意識改革

現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的性別役割意識は、男女共同参画社会の実現を妨げる要因になっています。全ての町民が、男女共同参画を身近にとらえられるよう啓発活動を実施していく必要があります。

年代・性別、性的指向と性自認、国籍等に関わらず、町民が安心して住み続けることができる地域づくりのため、誰もが、様々な地域の活動に積極的に参画し、ともに責任を担っていくような環境づくりに努めます。

主要施策
3. 男女共同参画に関する普及啓発
4. 地域活動への男女共同参画推進のための情報提供

(3) 男女間におけるあらゆる暴力等の根絶

D V（配偶者等からの暴力）、ストーカー、性犯罪などの暴力は、人権を重大に侵害する行為であり、これらの暴力を容認しないという社会的認識の醸成と暴力の発生を防ぐための環境づくり、被害者に対する支援に取り組めます。

主要施策
5. 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
6. 関係機関との連携の強化

基本目標２ 家庭における男女共同参画の推進

男女共同参画の推進の基礎は家庭であり、家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識啓発に努めます。また、互いに協力し合って家事や育児、介護等を行うことのできる環境の整備及び社会的支援体制の整備に努めていきます。

また、DV（配偶者等からの暴力）や児童虐待、各種ハラスメントなどの暴力は、精神や身体、生命を脅かす重大な人権侵害であり、男女平等・男女共同参画の社会づくりを大きく阻害するものです。暴力を受けた被害者が安心して相談できるよう相談窓口の周知を徹底するとともに、被害者の保護体制の充実及び自立に向けた支援の充実を図ります。

＜施策の方向＞

(1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識改革

家族がコミュニケーションを図ることにより、互いに理解を深め協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行うとともに、必要な知識及び技能の習得に関する支援に努めます。

主要施策
7. 互いに支え合う家庭生活に関する意識の啓発
8. 男女が協力し、責任を担っていくための情報や学習機会の提供

(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児休業や年次有給休暇の取得率の向上に向けた啓発など、安心して子どもを産み健やかに育てることができるよう、子育てしながら働き続けられる環境の整備や子育て支援の充実に努めます。また、育児負担や介護負担を抱えている方に支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制の整備・充実、機運の醸成に努めます。

主要施策
9. 地域ニーズに応じた子育て支援の充実
10. 介護を地域で支える制度及び体制の整備
11. 育児・介護に関する情報提供及び相談支援体制の整備

(3) 配偶者等からの暴力（DV）の根絶

DV・性的暴力等の防止や人権に関する啓発活動を推進するとともに、暴力を許さない社会の形成、被害者からの相談や被害者保護、被害者の自立に向けた支援等の各種施策を関係機関と連携を図りながら実施します。

主要施策
1 2. 被害者の相談及び保護体制の確立
1 3. 被害者の自立に向けた支援及び情報提供

基本目標3 学校教育における男女共同参画の推進

人間の意識や価値観の形成は、幼少期からの教育環境に影響を受ける面が強く、学校教育が果たす役割が大きいことから、人権尊重を基盤に男女共同参画の意義が理解されるよう取り組む必要があります。

学校教育を通じ児童・生徒へ男女共同参画に関する理解の促進に努め、性別にとらわれることなく、社会情勢や労働環境の変化に対応した適切な進路や職業を選択できるような情報提供や意識啓発の推進を図ります。

<施策の方向>

(1) 男女共同参画に関する理解の推進

学校教育において、児童・生徒に対し人権及び男女共同参画に関する理解を深められるよう取組を推進します。また、教職員や保護者などが男女共同参画に関する理解を深められるよう意識啓発等に取り組めます。

主要施策
1 4. 人権及び男女共同参画に関する教育の推進
1 5. 教職員や保護者等の男女共同参画に関する理解の促進

(2) キャリア形成を支援する情報提供

児童・生徒が性別にかかわらず、自らの生き方を考え、適切な進路や職業を選択できるようキャリア形成に向けた情報提供や意識啓発を行います。そのためには、学習や体験活動を通じ、人や社会とのかかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自身の役割を考え、将来の社会人としてよりよい生き方を主体的に求めさせていく「みやぎの志教育」を推進します。

主要施策
1 6. 「みやぎの志教育」の推進

基本目標4 職場における男女共同参画の推進

女性の職業生活における活躍の推進とは、自らの意思によって働き、または働こうとする女性がその思いを叶えることです。男女が共に多様な生き方・働き方を実現でき、ゆとりある豊かで活力にあふれ、生産性が高く持続可能な社会が形成されるよう、働く場面における「女性の思い」の実現を図ります。また、少子・高齢化及びライフスタイルの多様化が進展する中、仕事と生活の調和の実現に向け、柔軟に働き方を選択することができるよう働き方の見直しに関する意識の啓発を進めます。

＜施策の方向＞

(1) 職場における女性の参画の推進

職場において、男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保することにより、女性が能力を十分に発揮できるよう、男女雇用機会均等法の理解及び遵守を促進します。

当該法に沿った雇用や職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策が徹底されるよう、防止対策の普及啓発や事業所への働きかけに努めます。

主要施策
17. 関係法令の周知徹底及び理解の促進
18. 各種ハラスメント防止対策の促進
19. ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

多様な働き方を選択することができるような労働環境の整備、長時間労働の抑制等働き方の見直し、男性の育児への参画など、各分野において、仕事と生活の調和に関する意識の啓発を広く進めていきます。また、男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど、社会的支援体制の充実を図ります。

主要施策
20. 育児・介護休業制度の普及拡充と利用しやすい環境づくりの促進
21. 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発
22. 仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及の促進

基本目標5 地域社会における男女共同参画の推進

豊かで活力ある地域社会の実現のため、性別に捉われることのない地域リーダーの育成とともに、それぞれが対等な立場で参画し、活動しやすくなるよう意識啓発を推進します。また、地域の活動に積極的に参画し、男女が共に責任を担っていくような環境を整備し、地域の活性化を図ります。

＜施策の方向＞

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

男女共同参画の意識を地域に広げるとともに、地域の特性及び実情に応じた取組を推進するため、町民にとって身近な地域活動の場に、多様な年代の男女が参画して活動の方針決定に対し女性の参画が拡大するよう、情報提供及び意識啓発を行います。

主要施策
2 3. 男女共同参画の推進状況等の情報提供
2 4. ボランティア及び地域活動への参画促進のための環境整備

基本目標6 地域防災における男女共同参画の推進

東日本大震災クラスの巨大地震、近年の大型台風や線状降水帯により発生する大規模災害発生においては「公助」による対応は限界があり、自主防災組織を中心とした「共助」の力が必要不可欠です。また、これまでの大規模災害による避難所運営において課題となった事案の一つに女性のプライバシーや衛生問題など生活面に关わる事などがあります。これらの課題を解決するため、防災分野において女性の意思及び意見を公正に反映できる体制づくりを推進します。

＜施策の方向＞

(1) 地域防災計画策定等への女性参画の推進

地域防災計画の策定等にあたり、防災分野における女性参画の重要性を認識し、防災政策・方針決定過程における女性の意思及び意見を公正に反映させるため、防災会議等への女性の登用を図ります。

主要施策
25. 防災会議等への女性登用の推進

(2) 地域自主防災組織における女性参画の推進

自主防災組織における女性の参画が進むよう、宮城県防災指導員養成講習会の女性の受講を支援します。

主要施策
26. 女性の防災リーダーの育成

第3章 計画の推進体制

男女共同参画に関する施策は多分野にわたることから、本計画を着実に推進していくため、川崎町の各課・各機関が一体となって取組み男女参画の視点に配慮します。また、町民、事業者、町内会、及び関係団体等の理解と協力を得るとともに、男女参画社会の実現に向けた取組みへの積極的な参加を働きかけます。さらに、国や県等と緊密な連携を図り、男女共同参画を総合的に推進します。

1 庁内推進体制の整備

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画担当部署である町民生活課が主体となり、関係各課との調整・連携を図りながら、全庁的に施策に取り組みます。また、職員の男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

2 住民参画の促進

町民及び事業者等に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取り組みに対する支援を行います。

3 関係団体の連携及び協働

男女共同参画に関する活動を行っている各種団体等の活動を支援するとともに、これらとの連携及び協働を推進します。

4 計画の進行管理

計画の実行性を確保するため、男女共同参画担当部署である町民生活課が中心となって計画の進捗状況を把握し、外部の意見・評価も取入れながら定期的に計画の進行管理を行います。